

令和 8 年度 京都府住宅脱炭素化 促進事業補助金 募 集 要 領

施 行 日：令和 8 年 5 月 18 日（月）

申請受付期間：令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 9 年 3 月 5 日（金）

申請受付時間：午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時（土日祝を除く。）

※ 予算上限に達した時点で、新規の申請受付を終了します。

令和 8 年度京都府住宅脱炭素化促進事業補助金申請窓口

名	称	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議 （京都府地球温暖化防止活動推進センター）
所	在	地 〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 41-3
電	話	番 号 075-803-1129（補助窓口専用）
メ	ー	ル ア ド レ ス 2026zeh@kcfca.or.jp（補助窓口専用）
ホ	ー	ム ペー ジ https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh/

1 趣旨・目的

令和 8 年度京都府住宅脱炭素化促進事業補助金（以下「本事業」という。）は、府民による新築住宅の外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備の導入（以下「高断熱化等」という。）に対し補助金を交付することによりネット・ゼロ・エネルギーハウス（以下「ZEH」という。）の普及を促進するとともに、既存住宅の先進的窓リノベ 2026 事業基準の改修に対し補助金を交付することにより窓等の高断熱改修を支援し、府内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において、次の各項に掲げる用語を当該各項のとおり定義する。

(1) 新築住宅

個人が住居として使用する府内に所在する戸建住宅（店舗、事務所等として併用するものを含む。）をいう。

(2) 既存住宅

個人が住居として使用している府内に所在する住宅（店舗、事務所等として併用するものを含む。）で、戸建住宅、集合住宅をいう。

(3) ZEH

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。

(4) 住宅取得

住宅の新築又は購入（売買契約時点で、人の居住の用に供したことの無い住宅の購入に限る。）をいう。

(5) 事業着手日

新築の場合は工事着工日、購入の場合は売買契約締結日をいう。

ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に工事請負契約又は売買契約を締結したものに限る。

(6) 事業完了日

新築又は購入した住宅の引渡し日をいう。

3 補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の各項に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 4(1)の ZEH 住宅等の新築・購入支援事業の場合は、府内に自ら居住するために新築住宅を取得すること。4(2)の断熱窓等の改修への支援事業の場合は、府内に自ら居住している既存住宅の窓等を先進的窓リノベ 2026 事業基準に改修すること。
- (2) 京都府税の滞納がないこと。
- (3) 京都府補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号）第4条の2に定める暴力団員等（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員（暴力団員）、法人でその役員又は公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの、個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの又は暴力団員がその事業活動を支配する者）に該当しないこと。

4 補助対象事業

補助対象事業は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) ZEH 住宅等の新築・購入支援事業

下表〔1〕～〔3〕のいずれかの住宅（以下「補助対象住宅」という。）を取得する事業とする。なお、再生可能エネルギー等により発電した電気を売電する場合にあっては、余剰売電方式により行う必要があります。

		[1] ZEH	[2] Nearly ZEH	[3] ZEH Oriented※2
外皮平均熱貫流率（UA 値）	地域区分5 ※3	0.6 以下	0.48 以下※1	0.6 以下
	地域区分6 ※4		0.56 以下※1	
平均日射熱取得率（ η AC 値）	地域区分5	3.0 以下		
	地域区分6	2.8 以下		
一次エネルギー	再エネ含む	100%以上削減	75%以上 100%未満削減	—

消費量	再エネ 除く	20%以上削減
-----	-----------	---------

- ※1 断熱性能（UA 値）は、ZEH 基準（0.6 以下）を上回る基準を満たすことが必要です。
- ※2 北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が 85 ㎡未満である土地に建築するもの（平屋建てを除く）又は多雪地域に建築するものに限りです。
- ※3 福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
- ※4 京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町

(2) 断熱窓等の改修への支援事業

下表 [1] ～ [2] のいずれかの補助金を取得し、窓の断熱性能基準で窓等を改修する事業とする。

国の事業名	[1] ※1 先進的窓リノベ 2026 事業（断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省 CO2 加速化支援事業） みらいエコ住宅 2026 事業のパターン (A) (B) (E) (F) で申請したものを含む	[2] ※2 令和 8 年度既築住宅の ZEH+改修実証支援事業（令和 8 年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業）・令和 8 年度 ZEH リノベ事業（令和 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅の ZEH 化・省 CO2 化促進事業）のうち既存住宅の ZEH 化改修促進支援事業）
窓の断熱性能 基準	先進的窓リノベ 2026 事業基準の熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$) の基準を満たすこと	

※1 「交付決定と振込のお知らせ」を受領していること。

※2 「交付額確定通知書」を受領していること。

5 補助対象経費及び補助額

(1) ZEH 住宅等の新築・購入支援事業

補助対象経費は、補助対象事業に係る高断熱化等に係る材料及び省エネルギー設備の購入並びに工事に要する経費とし、予算の範囲内で交付する。

補助額は、1 戸あたり上限 15 万円とする。また、次の各項に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、1 戸あたり 25 万円を上乗せして交付する。

ア 京都府内産木材、北山丸太製品又は京銘竹製品を使用し、京都府「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の補助金交付を受ける住宅であること。

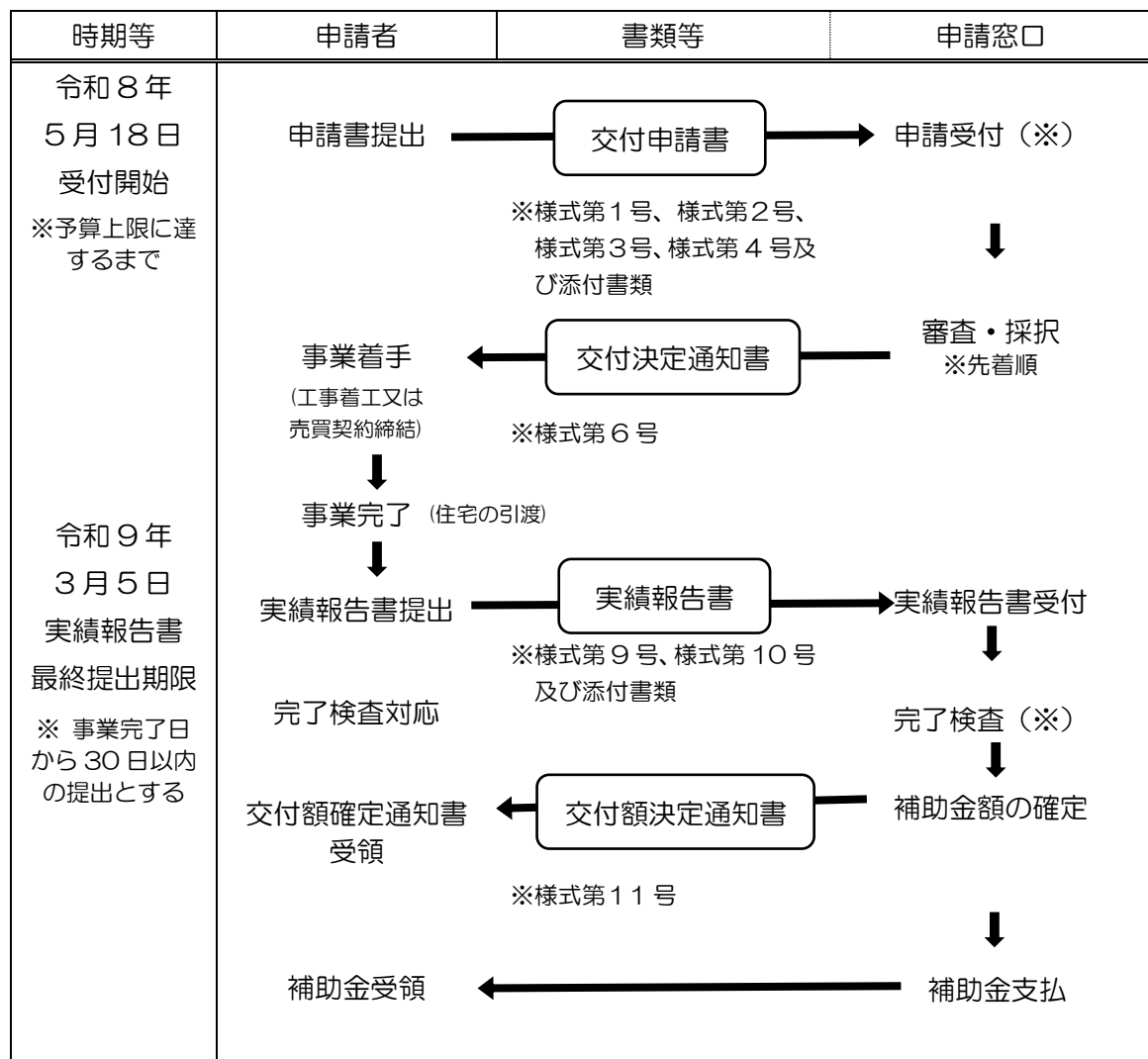
イ 京都再エネコンシェルジュ認証制度において認証を受けた京都再エネコンシェルジュが設計又は施工を行う住宅であること。

(2) 断熱窓等の改修への支援事業

補助対象経費は、1戸あたり先進的窓リノベ 2026 事業の基準により算出した補助対象経費の2分の1（千円未満を切り捨て）。最大 10 万円とする。

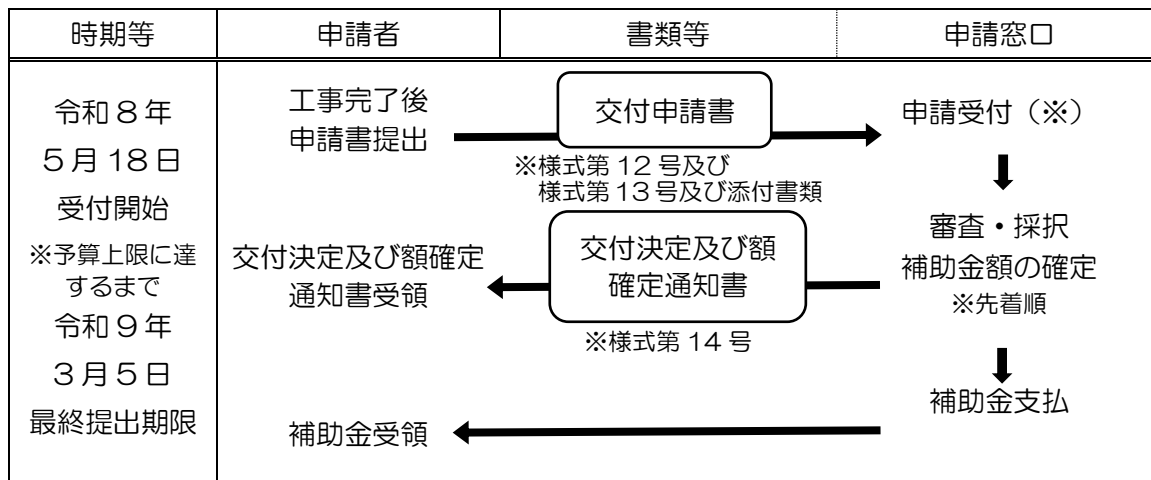
6 手続きの流れ

(1) ZEH 住宅等の新築・購入支援事業



※ 申請を受け付けてから完了検査までの間に、必要に応じて現地調査を実施。

(2)断熱窓等の改修への支援事業



7 補助対象事業期間

本事業の補助対象は、工事請負契約又は売買契約を令和 8 年 4 月 1 日（水）以降に締結したものとする。

なお、ZEH 住宅等の新築・購入支援事業で補助金交付決定までの間に、事業に着手（工事着工又は売買契約締結）する場合は、事前着手届（様式第 5 号）の提出が必要です。（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。）

8 補助金交付申請等

(1) 申請受付期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）～令和 9 年 3 月 5 日（金）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時（土日祝を除く。）

※ 予算上限に達した時点で、新規の申請受付を終了します。

(2) 申請先

名称 特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議
 （京都府地球温暖化防止活動推進センター）
 所在地 〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 41-3
 電話番号 075-803-1129（補助窓口専用）
 メールアドレス 2026zeh@kcfca.or.jp（補助窓口専用）
 ホームページ <https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh>

(3) 申請方法

持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）

ただし、提出書類等に関する当法人からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

(4) 提出書類

ア ZEH 住宅等の新築・購入支援事業

申請に必要な書類は、以下のとおりとし、「正本1部」を提出してください。なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身でご用意ください。

番号	提出書類	様式等
(1)	交付申請書	様式第1号
(2)	事業計画書	様式第2号
(3)	誓約書	様式第3号
(4)	住宅の性能証明書※1（写）	添付資料1
(5)	住宅の付近見取図※2	添付資料2
(6)	申請直近時点での現場写真	添付資料3
(7)	建築基準法に基づく確認済証（写）	添付資料4
(8)	住宅を新築する場合、工事請負契約書（写）	添付資料5
(9)	京都府「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の交付を受ける場合、事業申込書（写）	添付資料6
(10)	京都再エネコンシェルジュが設計又は施工を行う場合、以下の書類 ・京都再エネコンシェルジュ認定証（写） ・京都再エネコンシェルジュにより設計※3又は施工※4されたことが分かる書類	添付資料7
(11)	京都府税に滞納がないことを確認することへの同意書	様式第4号
(12)	その他必要と認める書類	—

※1 「住宅の性能証明書」とは、補助対象が ZEH であることを示す書類で、(1)又は(2)いずれかの書類を指す。なお、設計住宅性能評価書を用いる場合には、実績報告書の提出時に建設住宅性能評価書を併せて提出することが必要。

(1)BELS評価書（ZEHマークが表示されたもの）

(2)下記いずれかの書類と、①及び②の書類

(ア) 設計住宅性能評価書

(イ) 長期優良住宅建築等計画認定通知書

(ウ) 低炭素建築物新築等計画認定通知書

(エ) 性能向上計画認定通知書

① (ア)から(エ)の申請時に使用した「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」(<https://house.lowenergy.jp/>) のエネルギー消費性能プログラム住宅版【詳細入力画面】計算結果

② ①の計算結果を「住宅の『ZEH』に関する表示についての一次エネルギー

計算書」(住宅性能評価・表示協会)に入力した判定結果

- ※2 「住宅の付近見取図」とは、補助対象住宅の場所とその周辺を示した地図。
- ※3 京都再エネコンシェルジュが設計することが分かる書類として、再エネコンシェルジュの設計事務所が記載されている確認申請書(第二面写し)を提出すること。
- ※4 京都再エネコンシェルジュが施工する場合とは、工事請負契約の契約主体が京都再エネコンシェルジュが代表者であることを要する。

イ 断熱窓等の改修への支援事業

申請に必要な書類は、以下のとおりとし、「正本1部」を提出してください。なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身でご用意ください。

番号	提出書類	様式等
先進的窓リノベ 2026 事業の場合 (みらいエコ住宅 2026 事業のパターン(A) (B) (E) (F)で申請したものを含む)		
(1)	交付申請書	様式第 12 号
(2)	誓約書	様式第 3 号
(3)	先進的窓リノベ 2026 事業の、交付決定と振込のお知らせ(写)	添付資料 1
(4)	先進的窓リノベ 2026 事業に申請した工事請負契約書(写)	添付資料 2
(5)	京都府税に滞納がないことを確認することへの同意書	様式第 4 号
(6)	振込先口座に係る通帳の写し(銀行名、支店名、種別、口座名義、口座番号が確認できるもの)	添付資料 3
(7)	その他必要と認める書類	—
令和 8 年度既築住宅の ZEH+改修実証支援事業・令和 8 年度 ZEH リノベ事業の場合		
(1)	交付申請書	様式第 12 号
(2)	誓約書	様式第 3 号
(3)	令和 8 年度既築住宅の ZEH+改修実証支援事業・令和 8 年度 ZEH リノベ事業の、交付額確定通知書(写)	添付資料 4
(4)	令和 8 年度既築住宅の ZEH+改修実証支援事業の申請で提出した明細書(写)、 または令和 8 年度 ZEH リノベ事業の申請で提出した実施計画書兼補助金額算出表(写)	添付資料 5
(5)	先進的窓リノベ 2026 事業に申請した場合の補助額計算書	様式第 13 号
(6)	京都府税に滞納がないことを確認することへの同意書	様式第 4 号
(7)	振込先口座に係る通帳の写し(銀行名、支店名、種別、口座名義、口座番号が確認できるもの)	添付資料 3
(8)	その他必要と認める書類	—

(5) 留意事項

- 郵送による申請の場合、担当者が確認した時点で受け付けたものとみなします。
- 補助金交付申請書等の様式は、こちら (<https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh>) からダウンロードしてご利用ください。
- 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行（京都府への事業報告を含む）のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します（「個人情報保護方針」は、当法人のホームページで公開していますので、ご覧ください。）。

9 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、採択事業を決定（交付決定）し、各申請者あてに文書により結果を通知します。審査には書類が整ってから 2 週間（10 営業日）程度の期間が必要です。交付決定を急がれる場合には、事前に計画段階でご相談ください。

なお、補助金交付申請にあたって、次のことをあらかじめご承知ください。

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも、交付申請額どおりにならないことがあります。
- (2) 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには、一切応じられません。
- (3) 交付決定額は補助金額の上限を示すものであり、事業完了後、補助金の額の確定時に、交付決定額が減額される場合があります。
- (4) 交付決定後は、原則として、補助対象となる設備等の機種・型式及び設置場所等を申請書に記載のものから変更することはできません。なお、変更についてやむを得ない理由がある場合に限っては、当法人へ変更申請を行い、変更の承認を受けてください。
- (5) 補助金の交付決定後に、申請件数・採択件数、事業概要等を、当法人ホームページにおいて公表します。

10 事業実施

(1) ZEH 住宅等の新築・購入支援事業

ア 補助対象事業着手

申請者は、原則として、交付決定の通知後に補助対象事業に着手（工事着工又は売買契約締結）してください。ただし、交付決定前であっても、令和 8 年 4 月 1 日以降に補助対象事業に着手したものは、補助対象として認めます。

イ 補助対象事業の内容変更

交付決定の通知後、次に掲げる事項について変更しようとする際は、下表を参照の上、

変更承認申請書（様式第 7 号）に変更内容を追記した事業計画書（様式第 2 号）を添えて 8(2)申請先に提出し、その承認を得る必要があります。なお、この場合において、当該変更による申請金額の増額は認められません。

変更前に提出が必要な場合	変更後に提出が必要な場合
・補助対象事業の内容に大幅な変更が生じ、補助額に変更が生じる ・補助対象となる設備の機種・型式の変更等、計画内容の大幅な変更がある	・補助事業者の氏名又は住所の変更

ウ 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、廃止届（様式第 8 号）を 8(2)申請先に提出する必要があります。

(2) 断熱窓等の改修への支援事業

申請時に工事が完了していることが分かる書類をご提出いただきますので、事業着手、内容変更、廃止に関する手続きはございません。

1 1 実績報告等

(1) 実績報告

ア ZEH 住宅等の新築・購入支援事業

(ア) 実績報告

申請者は、事業完了（住宅の引渡）したときは、次の期日までに、1 1 (4)に掲げる書類を提出してください。

(イ) 提出期限

事業完了日から 30 日以内又は令和 9 年 3 月 5 日（金）のいずれか早い日

イ 断熱窓等の改修への支援事業

申請時に工事が完了していることが分かる書類をご提出いただきますので、改めての実績報告の提出は必要ございません。

(2) 提出先

名称	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議 (京都府地球温暖化防止活動推進センター)
所在地	〒604-8417 京都府京都市中京区西ノ京内畑町 41-3
電話番号	075-803-1129 (補助窓口専用)
メールアドレス	2026zeh@kcfca.or.jp (補助窓口専用)
ホームページ	https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）

ただし、提出書類等に関する当法人からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

(4) 提出書類

実績報告に必要な書類は以下のとおりとし、「正本１部」提出してください。

番号	提出書類	様式等
1	実績報告書	様式第 9 号
2	事業報告書	様式第 10 号
3	建築基準法に定める検査済証（写）	添付資料 1
4	住民票（写）（マイナンバーの記載のないもの）※1	添付資料 2
5	売電先との電力受給契約申込書（写）※2	添付資料 3
6	補助対象設備※3が施工されたことを示す証明書※4	添付資料 4
7	補助対象設備※3の設置状況を確認できる写真※5	添付資料 5
8	住宅の全景写真	添付資料 6
9	住宅の引渡証明書（写）	添付資料 7
10	建設住宅性能評価書※6（写）	添付資料 8
11	京都府「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）」の交付を受けている場合、交付申請書（写）及び交付決定・額の確定通知書（写）	添付資料 9
12	振込先口座に係る通帳の写し（銀行名、支店名、種別、口座名義、口座番号が確認できるもの）	添付資料 10
13	その他必要と認める書類	—

※1「住民票」は、発行日より3か月以内のものが必要。住宅取得に伴い転居する場合、転居後のものが必要。

※2「売電先との電力受給契約申込書（写）」は、ホームページ上の申請画面の写しの提出でも可能。なお、売電を一切行わず、電力受給契約書を締結しない場合には、全量を自家消費することを誓約する書面に、再生可能エネルギー設備の写真を添付したものの提出が必要。

※3「補助対象設備」とは、断熱材と住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具、省エネルギー設備とする。住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具は、屋外から施錠できるドア及び窓を指す。省エネルギー設備は、一次エネルギー消費量の算出のため、環境省ZEH補助事業で指定するもので、具体的には「主たる居室の空調設備」「給湯設備」を指す。

※4「補助対象設備が施工されたことを示す証明書」とは、断熱材と開口部の出荷証明

書及び施工証明書（吹込み、吹付け系断熱材を使用した場合のみ）とする。

※5 「補助対象設備の設置状況を確認できる写真」とは、断熱材の施工中の記録写真及び省エネルギー設備の全景写真及び型番、製品番号が分かる写真を指す。

※6 交付申請時に「住宅の性能証明書」として、設計住宅性能評価書を提出した場合のみ提出が必要。

(5) 留意事項

- 郵送による報告の場合、担当者が確認した時点で受け付けたものとみなします。
- 実績報告書等の様式は、こちら（<https://www.kcfca.or.jp/project/2026zeh>）からダウンロードしてご利用ください。
- 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、本事業に必要となる一連の業務遂行（京都府への事業報告を含む）のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します（「個人情報保護方針」は、当法人のホームページで公開していますので、ご覧ください。）。

(6) 完了検査

提出された実績報告書及び交付申請書の審査を行い、必要と判断した場合には現地調査を実施します。主な確認項目は、住宅の建築状況及び導入設備の設置状況です（詳細な方法は別途お知らせします。）。

(7) 補助額の確定

書類審査及び完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合、当法人は交付する補助額を確定し、申請者に通知します。

(8) 補助金の支払

補助額の確定の通知から 2 か月以内に、申請書記載の本人口座へ補助金を振り込みます。